



Title	古座川流域の林業構造(1) : 林野所有の構造と旧財産区有林の造林
Author(s)	成田, 雅美
Citation	北海道大学演習林試験年報, 2, 28-30
Issue Date	1985-03
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/72659
Type	bulletin (article)
File Information	1983_1-9.pdf



[Instructions for use](#)

I—9 古座川流域の林業構造 (1)

——林野所有の構造と旧財産区有林の造林——

成 田 雅 美

1. はじめに

「和歌山地方演習林長期計画 (1984~1993)」『演習林業務資料第18号』1984において、演習林の位置する古座川町平井を中心とした明治期以降の流域の林業展開を概観した。その研究過程で流域上流部において後述の公益法人有林 (戦前期には財産区) が、林業経営体としてのみならず村落共同体運営の経済基盤として重要な意義を有するものであることが明らかとなってきた。

本報告では流域の林業構造を性格づける大きな要素として公益法人有林をとりあげ、それをまず流域の林野所有構造の中に位置づけ、次いで戦前期の林野利用と造林動向、その性格について検討することとした。

2 林野所有の構造

古座川町の森林面積は27,739ha (1980年センサス) で、うち私有林が92%、また在村・不在村所有者別には不在村が57%と高い比率を占めている。在村の所有者についてみると、10ha未満の零細小規模所有者が多い一方で少数の大規模所有者が存在すること、また共同、慣行共有といった林家以外の林業事業体が多くかつその所有規模の大きいのが特徴である。

こうした中で100ha以上所有層はどのような位置、性格をもつであろうか。古座川林業改良指導所の「森林簿」から100ha以上所有者をひろい出し整理すると次のようになる。①100ha以上所有者は個人、法人、公団、公社をあわせて39件あり、その所有面積合計12,535haは私有林面積の49%を占める。②在村、不在村別には、所有者数、面積ともに不在村が多く27件8,262haとなっている。③在村所有者4,272haの内容をみると、七川地区の5つの社団、財団法人が非常に大きな比重を占める (「森林簿」では公団・公社等の分取契約面積は除かれているため過少な数値となっているが)。④不在村所有者面積8,262haは町内森林面積の32%を占め、所有者の多くは流域河口古座町、串本町を中心とし紀南地方に居住する。その職業は製材業、林業経営などが多い。

古座川町の大山林所有者は在村の公益法人と流域河口周辺に居住する不在村の大山林所有者の二つのタイプに分かれ、この地域が総体として大山村所有者地域であることに林野所有構造上の特徴がある。

3 七川地区の公益法人有林¹⁾

古座川流域最上流部の七川地区には、松根・西川・下露・成川・添ノ川・平井という江戸期の旧村単位に公益法人所有の林業経営体が存在する。これら公益法人所有の森林はいずれも旧入会林野であり、個人分割をさけて戦前期まで財産区として管理経営されていた。松根、西川の財産区はそれぞれ1935、34年に社団法人に、また下露、成川、添ノ川、平井の財産区は町村合併を契機として1955~56年にかけて財団法人となった。

各法人の森林面積と会員数は、A1,320ha・61人、B1,142ha・73人、C1,388ha・95人、D250ha・67人、E280ha・13人、F261ha・80人である。区民のほとんどが会員となっているが部外者の新規加入は厳しく制限されている。森林面積の合計4,641haは七川地区面積の約半分を占めるとともに、古座川町最大の在村森林所有者である。

財団法人Cを事例にとるとその事業内容は次のとおりである。①基本財産の管理保全のため植林及び保育の事業を行い、又は植林地の貸付事業を行う。②神社及び寺院の維持経営を後援し、必要な財政を援助する。③郷土に於ける学校教育を後援し、社会教育を推進する。④その他前条の目的を達成するため必要な一般公益事業を行う。こうして財団法人Cは、現在スギ、ヒノキ人工林の立木販売を最大の収入源とし造林、保育、間伐など所有山林への再投資の他に土木事業、教育、福祉関係の事業を行い、継続的な資本投下と産出を行う林業経営体としてこの地域で重要な位置を占めている。この点他の公益法人もほぼ同様である。

そして公益法人、単に林業経営であるというにとどまらず、その所有山村が戦前、戦後を通じて村落共同体の維持・運営のための最も重要な経済基盤であるという点に最大の意義を見出すことが出来る。

4 戦前期C財産区の造林動向と性格

戦前期において旧入会林野を継承したC財産区有林の管理運営は、区会を中心として行われ、村落共同体としての区の運営は区有林の立木販売による収益に大きく依存していた。区有林の林野利用の主な形態は農民的林野利用ではなく、明治20年代半ばから大正中期にかけての大阪の木材業者による天然林採取生産、そして以降昭和30年頃までの木炭業者への薪炭材販売であった。したがって、長期間資金を固定する造林の位置づけは低く、区は造林に積極的ではなかった。

しかしながら林野利用の形態として部分的ではあれ造林は行われており、社団法人Aには慶応年間から、また財団法人Cには明治16年からの植栽台帳が残されている。財団法人Cの植栽台帳を整理すると、戦前期の造林動向には次の様な特徴がある。

造林動向はコンスタントではなく継続的に4つの山、すなわち活況期がみられる。第一の活況期は明治20年代末から30年代初めにかけてで、ピーク期の31年には7万3000本が造林された。第二の活況期は明治42年頃から大正4年頃で、大正2年の4万1000本がピークであった。第三の活況期は大正末から昭和3年で、昭和3年には5万本が造林された。第四の活況期は昭和12年から16年頃で、13年の5万9000本がピークであった。

C財団法人の造林は「丸山」「植分山」「株山」の三つの形態があった²⁾。丸山は明治期には「惣植」と称され、区全戸が造林出役を強制されるいわば区直営の造林である。植分山は明治期には「惣中植込」と称され、区が土地所有者、区民全戸が造林者の分取造林である。株山は区が土地所有者、1～数名の区民が造林者となる分取造林である。分取割合は、植分山の場合「土地分」が2分、株山の場合明治期には土地分が5分と高いが、大正期に入ると2～3分の所が多くなる。植分山、株山の「植分」=造林者の分取持分は売買の対象となり、戦前の株山の場合植分は伐期以前に大部分が売却されており、伐期以前の販売を前提とした、いわば換金作物の栽培に近い性格の造林であったといえよう。

造林は天然林伐採跡地に「地あらけ」(=地拵え)をほとんどせず、杉・桧苗木を直接植込む形で行われた。苗木は地苗であり区民各戸が300～500本程度を養苗していた。丸山の場合、区がこれを買上げ出役義務を課した造林には日当が支払われた³⁾。植分山では「出し苗」の量を各戸に割当て造林された。保育作業は草伐り(=下刈)、ナゲコミ(=除伐)、スグリ(=間伐)であるが、

植栽後8年目位までの草伐りは丸山、植分山ともに区が行う。丸山の場合区全戸に出役義務があり日当の支払われる「惣屋草伐」と、区民が個所を特定して草伐りを請負う「渡し伐」の二形態があった。植分山の草伐り費用は後に区が計算して各戸から徴収した。

こうして行われた戦前期の造林、保育は出役強制を伴うが、雇用機会の少ない区民に対する賃金散布の性格を同時にもっていた。例えば第三の活況期の造林前には区住民に対して各戸300円の借金を申し込むほどに経済的に困窮しており、北大への山林売却の後、造林の進展がみられた。また第四の活況期の前には昭和恐慌で経済的に疲弊した農山村民の救済のために設立された農家負債整理組合からの借金の担保として造林を行うと区会で決議されていた。

注1) この項は半田良一「森林の共同経営と地域振興」(中日本入会林野研究会報告・1984.8)に負うところが大きい。

2) 前記「長期計画」では「丸山」「株山」の二形態としたが、これは誤りであるあるので訂正する。

3) 前記「長期計画」では、無償労働と記載したが、資料により日当が払われていることが確認されたので訂正する。